

首相と閣僚は伊勢神宮参拝をしないでください

内閣総理大臣

高市早苗様

毎年、新年の仕事初めの 1 月 4 日に首相や閣僚らが伊勢神宮に参拝し、近年では、年頭の記者会見を伊勢神宮敷地内の神宮司庁にて行うことが続いている。これらの行為は日本国憲法第 20 条 3 項の政教分離原則違反です。首相・閣僚の伊勢神宮の参拝は、日本国政府と一宗教法人である伊勢神宮が特別な関係にあることを市民に印象づけ、宗教法人「神社本庁」の本宗「伊勢神宮」を援助・助長・促進する多大な効果を及ぼします。10 月 21 日に誕生したばかりの高市政権は、こうした憲法違反の前例に倣うことなく、年頭の伊勢神宮参拝を行わないよう求めます。

伊勢神宮は、1869 年の明治天皇の参拝から 1945 年の敗戦まで、国家神道体制の中心的存在でした。国が宗教を利用し、国民の思想を統制した国家神道体制の負の歴史はつい 80 年前まで続いたことです。戦後は宗教法人伊勢神宮として設立された明白な宗教施設です。日本国憲法 20 条の政教分離原則は、国家神道体制への大きな反省から生み出された、いわば日本国憲法の土台というべきものです。従って、政府と伊勢神宮とのこのような特別な関係は、現憲法の在り方を根底から損なうと言わざるを得ません。

戦前において「神社は宗教にあらず」という政府の主張と社会の風潮が、神社参拝を拒否する自由を奪い、国家神道体制の下で戦争遂行に国民を動員する大きな要因となりました。政府が、伊勢神宮参拝を年頭の行事とすることは、再び「神社は宗教にあらず」の気運を醸成し、さらには市民の参拝しない自由、信じない自由を損なうことに繋がります。

首相・閣僚は憲法尊重擁護義務を負う者であるがゆえに、来年の年頭の伊勢神宮参拝を行わないよう強く求めます。

2025年10月29日  
政教分離の侵害を監視する全国会議  
代表幹事 稲正樹、木村庸五  
事務局長 星出卓也

東京都西東京市柳沢 2-11-13  
電話・F a x 042-458-0251  
sola\_fide@yahoo.ne.jp